

Q 体調に異変を感じたら…?



A まずは検査キットでチェックを

医療機関に行く前に、国が承認した抗原定性キット*で検査をしましょう。

発熱などの体調不良に備えて、解熱鎮痛薬などの準備も。

※薬局などで購入できます。重症化リスクの低い有症状者を対象とした県ホームページでの申し込みは5月7日までです

陽性だった場合は

- 症状が軽い人は自宅で療養
- 重症化リスクの高い人や症状の重い人などは、医療機関に事前に連絡してから受診を
- 感染者の全数把握は行わないため、陽性者の登録は不要

受診先がわからないときは
県新型コロナ受診・相談センターへ
 ☎025・256・8275、025・385・7541、025・385・7634

Q 感染したら、どれくらい外出を控えればいいのか?

A 5日間は外出を控えましょう

発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いため、発症日を0日目として5日間は外出を控えることが推奨されています。

5日目も症状が続く場合は、軽快して24時間程度が経過するまで様子を見てください。

★発症から10日間はマスクを着用し、重症化リスクの高い人と接触を控えるなど、周りの人に配慮しましょう



県の患者向け支援などは5月7日で終了します

- ・自宅療養者への食料品・日用品の配達
- ・パルスオキシメーターの貸与
- ・宿泊療養施設の設置

Q 家族が感染したらどうするの?

A 5日間程度は慎重な行動を

濃厚接触者の特定や行動制限は行いませんが、7日目までは発症する可能性があります。外出する場合は感染者と同様に5日間は自身の体調に注意し、感染対策に配慮してください。

感染者の身の回りの世話は、限られた人で行いましょう。

Q 医療費はかかるの?

A 原則、通常の医療費と同様の取り扱いに

これまで全額を公費で負担していた検査や診療、入院の費用は自己負担(保険診療)になります。治療薬や高額な入院にかかる費用の一部は、9月末まで公費で負担します。

5/8(月)から

新型コロナウイルス感染症 5類移行でどう変わる?

県保健医療課感染症対策室 ☎39・2383

新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行します

Q 感染対策は続けるの?

A 個人や事業者の判断に

感染対策として有効な手洗いや換気などの取り組みは、個人や事業者が自主的に行います。

医療機関を受診するときや重症化リスクの高い人が混雑した場所に行くときなどは、マスクの着用が推奨されています。



Q ワクチンは無料で接種できるの?

A 今年度も無料で接種できます

重症化リスクの高い人(65歳以上、基礎疾患のある5歳~64歳)と医療機関・高齢者施設などの従事者は、5月~8月と9月~12月の2回接種を行います。その他の人(5歳以上)は、9月~12月に1回です。

初回接種が終了していない人(生後6カ月以上)も、引き続き来年3月末まで接種を受けられます。

県市新型コロナワクチン接種コールセンター ☎0120・622・007

◀詳しくは市ホームページで



優れた技術を認定 (株)小西鍍金

企業 News

外山脩造賞に 浪花屋製菓(株)



長岡産業活性化協会NAZEがブランド力向上と産業振興を目的に市内製造業の優れた技術や製品を認定する「豪技」。今年、機械部品の耐久性を著しく高める硬質クロムメッキ(左写真)を安定的な品質で製造する(株)小西鍍金の技術が認定されました。長岡技術科学大学との共同研究の成果が活かされています。(3月16日)



アサヒビール(株)新潟支社が創立者・外山脩造の出身地である長岡の産業発展に貢献した企業を表彰する「外山脩造賞」に、今年創業100年を迎える浪花屋製菓(株)が選ばれました。米菓「柿の種」を考案し、創業者が発明した消雪パイプの権利(実用新案権)を市に無償譲渡するなど、長年の地域貢献が評価されました。(2月26日)

1 ひとり親世帯

対①令和5年3月分の児童扶養手当受給者②公的年金受給のため児童扶養手当は受給していないが、令和3年の収入額が児童扶養手当の支給制限額以内の人③児童扶養手当は受給していないが、物価高騰の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同水準となった人 ④①不要②③来年2月29日(木)までに生活支援課 ☎39・7574へ

2 その他世帯

対①令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の受給者②18歳(一定の障害がある場合は20歳)までの子どもの養育者で物価高騰の影響で家計が急変し、収入が住民税非課税と同水準になった人 ④①不要②来年2月29日(木)までに子ども・子育て課 ☎39・2300へ

★令和5年度住民税非課税世帯へ、7月下旬から1世帯当たり3万円を給付します 対象者には案内を送ります。 県市給付金専用コールセンター ☎39・2347

物価高騰対策

子ども1人につき5万円 低所得の子育て世帯への特別給付金



※詳細は決まり次第、市ホームページでお知らせします